

このままでは、際限なき TPP プラスの自由化ドミノとそれと表裏一体の規制「改革」によって地域社会がグローバル資本に略奪されて崩壊する。大店法が撤廃され、巨大店舗の進出で日本中の商店街がシャッター街になり、ある程度儲かると撤退して、町を荒廃させてきた同じことが農業を含む更に広範な分野で進む。医療も単なる儲けの道具にされてしまったら、国民の命は守れない。これは地方創生ではない。著しくバランスを失した「歪んだ成長」であり、暮らしの崩壊である。

「3 だけ主義」から自分たちの安全・安心な食を自分たちで守るには、消費者(生協)が生産者(農協・漁協など)と共同してホンモノの価値を評価する基準を策定して適正価格で支え、安くても不安な食を自分たちの力で排除できるような共助・共生システムの強化・拡大が不可欠である。より進めて農協と生協の協業化、合併も選択肢。オーストリアの Penker 教授の「生産者と消費者は CSA(産消提携)では同じ意思決定主体ゆえ、分けて考える必要はない」という言葉には重みがある。

先日、農機メーカーの若い営業マンの皆さんが「自分たちの日々の営みが日本農業を支え国民の命を守っていることが共感できた」と講演後の筆者の周りに集まってくれた。本来、生産者と関連産業と消費者は「運命共同体」である。自分たちの力で自分たちの命と暮らしを支え合う共助・共生システムを強化しなくてはならない。

農協や生協や地域の共助組織は疲弊しつつある地域を守る最後の砦だ。覚悟をもって自らが地域の農業にも参画し、地域住民の生活を支える事業も強化していかないと日本の地域を維持することははいよいよ難しくなっている。農協や生協や地域の共助組織には大きな責任と期待がかかっている。

日本の生産者は、自分達こそが国民の命を守ってきたし、これからも守るとの自覚と誇りと覚悟を持ち、そのことをもっと明確に伝え、消費者との双方向ネットワークを強化して、安くても不安な食料の侵入を排除し、自身の経営と地域の暮らしと国民の命を守らねばならない。消費者は、それに応えてほしい。それこそが強い農林水産業である。

国民生活の危機は差し迫り、「頑張ったけどだめでした」ではすまないレベルにきている。以前、私のセミナーに参加してくれたフランス女性が指摘してくれた。「日本人は詰めが甘い。フランスのように政府が動くまで徹底的にやらなくては意味がない。流れを変えられなければ、すべての努力は、残念ながら、結局パフォーマンス、アリバイづくりで終わってしまう。フランスなら食料の大切さをわかってもらうためなら、パリに通じる道路をデモで封鎖して政府が政策変更するまでやめない。」大規模デモでパリコミュンを実現したフランスはさすがに違うと感心している場合でない。

日本も、各地の生産者、労働者、地域の政治・行政、医療関係者、関連産業、消費者が一体となって、人々を喰いものにしようとする「3 だけ主義」を跳ね返し、命と暮らしを守る強固なネットワークをさらに拡大し、欠陥が露呈して限界にきた社会経済システムを変革していく大きなうねりを今年こそ全国的に結集しないと手遅れになる。1 人 1 人の毎日の営みがみんなの命と暮らしを守ることに繋がっていることを常に思い起こし、誇りを持ち、我々は負けるわけにはいかない。

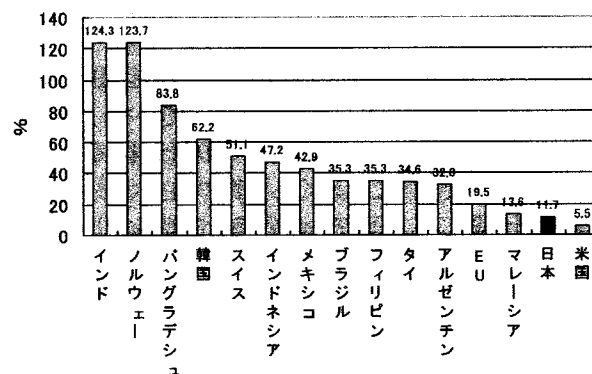
補論 1 食と農を生贖(いけにえ)にするための日本農業過保護論の虚構～欧米農政への誤解

欧米は「価格支持→直接支払い」でなく「価格支持+直接支払い」

食・農を差し出して自動車などの利益を得るために長年メディアを使ってウソが国民に刷り込まれてきた。しばしば、欧米は価格支持から直接支払いに転換した(「価格支持→直接支払い」と表現される)が、実際には、「価格支持+直接支払い」の方が正確だ。つまり、価格支持政策と直接支払いとの併用によってそれぞれの利点を活用し、価格支持の水準を引き下げた分を、直接支払いに置き換えているのである。何と価格支持をほぼ廃止したのは日本だけである。

特に、EU は国民に理解されやすいように、環境への配慮や地域振興の「名目」で理由付けを変更して農業補助金総額を可能な限り維持する工夫を続けているが、「介入価格」による価格支持も堅持していることは意外に見落とされている。

図 1 主要国の農産物平均関税率—我が国の農産物関税が高いというのは誤り



出所: OECD「Post-Uruguay Round Tariff Regimes」(1999)

注: WTOのドーハ・ラウンドが頓挫しているため、WTO協定上は1999年に妥結したウルグアイ・ラウンドで合意された関税率が現在まで適用されているので、これが最新である。単純平均で、輸入実績のない品目は算入されていない。

表1 日米欧の国内価格支持政策(WTO上の削減対象の農業保護額)の比較 資料: 農林水産省ホームページ

日本は、国境での価格支持にあたる関税(こんにゃくが1700%とか強調されるが、野菜の多くは3%程度で、そのような品目が9割占める)も平均的には低く(OECDデータでは日本の農産物の平均関税率は11.7%でEUの19.5%のほぼ半分、図1)、国内の価格支持政策もWTO協定にのっとり、世界に率先して縮小したから、価格支持的な農業保護額は米国や

	価格支持的な国内保護総額	農業生産額に対する割合
日本	6,418 億円	7%
米国	17,516 億円	7%
EU	40,428 億円	12%

EUよりも相当に少ない(表1)。

EUよりも相当に少ない(表1)。

我が国は、まず、価格支持をほぼ廃止して、しかし、直接支払いは模索段階という感があり、諸外国に比べて、不安定な市場になっている。日本は、20年前に、コメの政府買入れも備蓄みに限定して政府による価格支持機能はほとんどなくなったし、酪農の価格支持も廃止したWTO加盟国一の「優等生」である。

かたや、欧米はしたたかである。EUでは主要穀物と酪農について、「介入価格」での製品買入れによって最低限の価格を支えている。「支持価格水準が低いから機能していない」との見解もあるが、機能している実例は図2だ。図2の「最低価格」が介入価格である。イギリスのサッチャー政権で一元的な生乳販売組織のミルク・マーケティング・ボード(MMB)が解体されて、多国籍乳業と大手スーパーに買いたたかれ、乳価は暴落したが、最低価格で支えられたことが読み取れる。介入価格よりも乳価が下がらないようにバターと脱脂粉乳の買入れが発動されるからである(日本ではMMB解体の惨状を「反面教師」にせず、指定生乳生産者団体の解体の方向性を2017年に法制化し、かつ政府による最低限の買い支えも完全に廃止した)。

このような価格支持をベースにして、さらに手厚い直接支払いで、EU各国の農業所得の90~100%近くが補助金で形成されている(表2)。中でも圧巻は表3だ。フランスやイギリスの小麦経営は200~300ha規模が当たり前だが、そんな大規模穀物経営でも所得に占める補助金率は100%を超えるのが常態化している。つまり、市場での販売収入では肥料・農薬代も払えないので、補助金で経費の一部を払って残りが所得となっている(「農業粗収益-支払経費+補助金=所得」と定義するので、例えば、「販売100-経費110+補助金20=所得10」となる場合、補助金÷所得=20÷10=200%となる)。日本では補助金率が極めて低い野菜・果樹でもフランスでは所得の30~50%が補助金なのにも驚く。

表2 農業所得に占める補助金の割合(A)と農業生産額に対する農業予算比率(B)

	A			B
	2006年	2012年	2013年	2012年
日本	15.6	38.2	30.2(2016)	38.2
米国	26.4	42.5	35.2	75.4
スイス	94.5	112.5	104.8	-
フランス	90.2	65.0	94.7	44.4
ドイツ	-	72.9	69.7	60.6
英国	95.2	81.9	90.5	63.2

資料:鈴木宣弘、磯田宏、飯國芳明、石井圭一による。漁業は14.9%(2015年)。

命を守り、環境を守り、国土・国境を守っている産業を国民みんなで支えるのは欧米では当たり前なのである。それが当たり前でないのが日本である。EUだけではない。カナダもバターと脱脂粉乳の政府買入れによる価格支持を行い、米国はバターと脱脂粉乳の政府買入れによる「乳価-飼料代」の最低限のマーヅンを支えている。米国では、我が国の稲作に匹敵する酪農は「公益事業」(必要な量の牛乳が必要なきに供給できないと子供が守れないから海外には依存できない)と言われ、酪農家に最低限支払われるべき加工原料乳価は連邦政府が全国一律に決め、飲用乳価に上乘すべきプレミアムも約2600の郡別に政府が設定している。さらに、2014年から「乳価-飼料代」に最低限確保すべき水準を示して、バターと脱脂粉乳の政府買入れをしても、それを下回ったら政府からの補填が発動されるシステムも完備した。米国の穀物の価格支持と「不足払い」もすごい。

命を守り、環境を守り、国土・国境を守っている産業を国民みんなで支えるのは欧米では当たり前なのである。それが当たり前でないのが日本である。EUだけではない。カナダもバターと脱脂粉乳の政府買入れによる価格支持を行い、米国はバターと脱脂粉乳の政府買入れによる「乳価-飼料代」の最低限のマーヅンを支えている。米国では、我が国の稲作に匹敵する酪農は「公益事業」(必要な量の牛乳が必要なきに供給できないと子供が守れないから海外には依存できない)と言われ、酪農家に最低限支払われるべき加工原料乳価は連邦政府が全国一律に決め、飲用乳価に上乘すべきプレミアムも約2600の郡別に政府が設定している。さらに、2014年から「乳価-飼料代」に最低限確保すべき水準を示して、バターと脱脂粉乳の政府買入れをしても、それを下回ったら政府からの補填が発動されるシステムも完備した。米国の穀物の価格支持と「不足払い」もすごい。

表3 品目別の農業所得に占める補助金比率の日仏比較(%)

	全農家平均		耕種作物		野菜		果物		酪農		肉牛		養豚		養鶏	
	2006	2014	2006	2014	2006	2014	2006	2014	2006	2014	2006	2014	2006	2014	2006	2014
日本	15.6	38.6	45.1(11.9)	145.6(61.4)	7.3	15.4	5.3	7.5	32.4	31.3	16.7	47.6	10.9	11.5	22.7(11.6)	15.4(10.0)
フランス	90.2	81.7	122.3	193.6	11.6	26.1	31.5	48.1	92.3	76.4	146.1	178.5	-	107.6	-	48.5

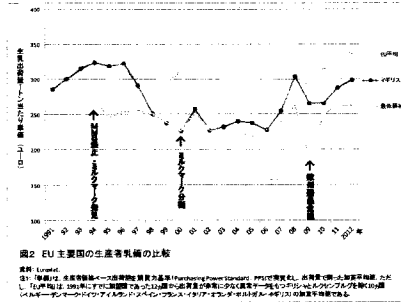
注: 1. 日本の耕種作物の()外の数字が水田作経営、()内が畑作経営の所得に占める補助金比率である。

2. 日本の養鶏農家の()外採卵鶏、()内がブロイラー農家の所得に占める補助金比率である。

資料: 日本は農業経営統計調査 営農類型別経営統計(個別経営)から鈴木宣弘とJC総研客員研究員姜善さんが計算。

フランスは、RICA 2006 SITUATION FINANCIÈRE ET DISPARITÉ DES RÉSULTATS ÉCONOMIQUES DES EXPLOITATIONS, Les résultats économiques des exploitations agricoles en 2014 から鈴木宣弘作成。

(注) 米国では農家などからの拠出金(チェックオフ)を約 1,000 億円(酪農が 45%)徴収し、国内外での販売促進を行っているが、輸出促進部分には同額の連邦補助金が付加される。これも「隠れた輸出補助金」で 300 億円近くにのぼる。しかも、この拠出金は輸入農産物にも課しており、これは「隠れた関税」だ。酪農については飲用乳価を高く支払うよう全米 2,600 の郡別に最低支払義務を政府が課しているのも、乳製品価格を下げて輸出を促進する点で「隠れた輸出補助金」だ。



出所: 農林水産政策研究所木下順子主任研究員作成。

「米国は収入保険が主流になっている」のか?

「米国も収入保険が主流になっており、その米国型の収入保険を手本とするのだ」という言い方もされ、穀物だけでなく、酪農政策についても、2014 年農業法で抜本的改革によって収入保険型に移行したとされるが、これは誤解である。

まず、穀物については、米国には、目標価格(生産コストに見合う水準)と市場価格との差額を補填する不足払い(PLC)という岩盤政策がしっかりとある。トウモロコシ、大豆、小麦、コメの目標価格は、小麦以外は 2009~2010 年の生産コストを上回る水準に設定されている。2014 年農業法では、農家は不足払い(PLC)と収入補償(ARC)のいずれかを選択することになっている。収入補償(ARC)は、基準収入の 86%を補償する仕組みだが、収入補償の基準収入を計算する販売価格について、「販売価格が目標価格(生産コスト)を下回る場合は、販売価格の代わりに目標価格を用いる」という形になっている。つまり、そもそも、収入補償(ARC)に「岩盤」が入っているのである。

酪農についても、2014 年農業法で導入された政策は、確かに保険の要素が入っているが、収入保険ではなく、「収入-コスト=マージン」保険であるとともに、基本的に再生産に最低限必要なマージン(100 ポンド=45.36kg 当たりの乳代と餌代との差額が 4 ドル)は基準生産量の 9 割について保険料なし(1 経営当たり約 1 万円の登録料のみ)で政府が保証し、より大きなマージンを保障したい経営のみが追加料金を払う仕組みだ。生乳 100 ポンド当たり 4 ドルは 1kg 当たり約 9 円で、100 頭経営で約 700 万円の「最低所得保障」に近い。

米国が、不足払い(PLC)または収入補償(ARC)の選択による生産費水準を補償する強固な岩盤を用意した上で、年々の収入変動をならす収入保険も「入りたい人は入ってね」と $+\alpha$ で収入保険を準備しているのに対して、我が国では、米国におけるメインの「岩盤」は逆に廃止し、 $+\alpha$ の部分のみにして、これを米国の仕組みに近いかにように説明するのは極めてミスリーディングである。米国で日本と同種の経営単位の収入保険(WFRP)の加入農家は 1,000 戸程度にとどまっている事実は見逃せない。

米国は強固な価格支持融資(1933~)と不足払い(1973~)を連続と維持している

そもそも、米国のコメ生産費は、労賃の安いタイやベトナムよりもかなり高い。だから、競争力からすれば、米国はコメの輸入国になるはずなのに、コメ生産の半分以上を輸出している。なぜ、このようなことが可能なのか。

米国のコメの価格形成システムを図 3 で説明しよう。生産者が政府(CCC)にコメ 1 俵を質入れして融資単価で借入れ、国際価格水準で販売すれば、その販売価格分だけを返済すればよい(マーケティング・ローンと呼ばれる)。

融資単価と販売価格との差額の借金は棒引きされて、結局、融資単価水準が農家に入る。これに加えて、常に上乘せされる固定支払い(2014 年農業法で廃止)が支払われ、それでも目標価格に届かない場合は、その差額も「不足払い」として政府から支給される。つまり、生産費を保証する目標価格と、輸出可能な価格水準との差が 3 段階で全額補填される仕組みなのである。融資単価による価格支持は 1933 年から、不足払いは 1973 年から基本的に維持されている強固な仕組みである。

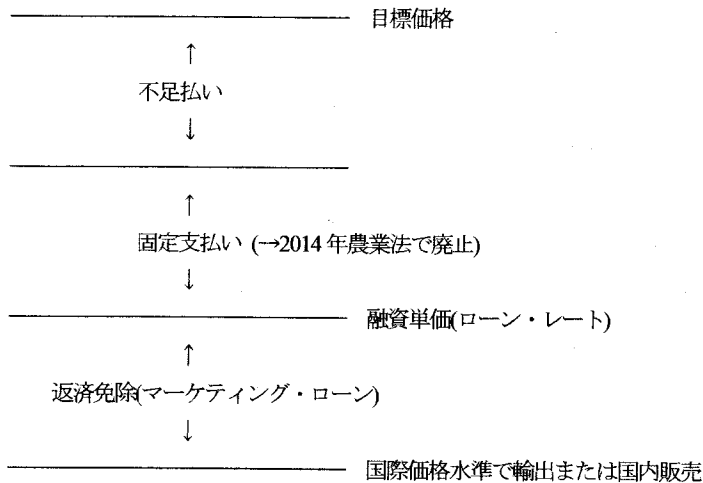
この仕組みは、コメだけでなく、小麦、とうもろこし、大豆、綿花等にも使われている。さらに驚くべきことに、このような実質的な輸出補助金額は、米国では、多い年では、コメ、トウモロコシ、小麦の 3 品目だけの合計で約 4,000 億円に達している。さらに、それに、これも十分な規律がない輸出信用(焦げ付くのが明らかな相手国に米国政府が保証人になって食料を信用売りし、結局、焦げ付いて米国政府が輸出代金を負担する仕組み)でも 4,000 億円、食料援助(全額補助の究極の輸出補助金)で 1,200 億円と、これらを足しただけでも、約 1 兆円の実質的な輸出補助金を使っている。これが米国の食料戦略なのである。

表 2 でみたように、近年は、欧州に比較して米国の農業所得に占める補助金比率は高くない。その大きな要因は、欧州の補助金が環境支払い的な固定支払い(生産物の価格と量にリンクしない耕作面積当たりの支払い)であるのに対して、米国の場合は、農家の再生産に最低限必要な価格水準との差額を伸縮的に支払うシステムが完備されているが、国際価格が高いと発動されないことである。農家が下支え水準を明確に認識して投資計画が立てられる「予見可能」なシステムとしては優れているが、

常時発動されるわけではないから、近年のように国際価格高騰が継続していると補助金の支出は小さくなる。だからといって制度が変わったわけではないことに留意されたい。

このような状況で、TPP11 や日欧・日米 FTA の影響は軽微だから抜本的対策はしない、むしろ、日本の農業は過保護だからで競争にさらせば輸出産業になると言っていたら、本当に最後の砦まで失い、息の根を止められてしまいかねない。

図3 米国の穀物等の実質的輸出補助金 (鈴木宣弘・高武孝充)



補論2 「わからない」のが「正しい」

最近、「科学的」であることを前面に打ち出した消費者団体をよく目にする。その指摘は、遺伝子組み換え(GM)は安全、防カビ剤は安全とか、一般に消費者が不安に思っている食の安全に関する問題のいずれも「何も不安に思う必要はない」と、開発・販売側の発言と極めて一致しており、「非科学的で無知な消費者を卒業しよう」と論ずような内容になっている。

政府の審議会には消費者代表に入ってもらう必要があるが、こうした「科学的」消費者団体は、科学的なことがわかる消費者代表として重宝されつつある。推進したい企業・政府側に消費者が懸念を表明するという構図が消えて、双方が賛成となるので進めやすい。

消費者団体の方の中には、「科学的なことは文系の私にはわからないので審議会に出ても確信を持って発言できないから遠慮する」という謙虚な人もいる。しかし、そもそも、GM 食品などが長期摂取の人体への影響は「わからない」のである。それは非科学的でも無知なでもなくて、それが正しい。「大丈夫」と断言するほうが間違っている。至極妥当な意見の方が遠慮して、あるいは、排除されて、「科学的」消費者代表ばかりになったら抑止力がなくなってしまう。

「自然科学のことがわかる専門家なら正しい」にも疑問符がつく。巨額の研究資金を必要とする自然科学の研究者は、一度つながりができたら、その技術を否定しづらくなる可能性がある。研究資金の出所の違いで「科学的」見地からの発言も真向から食い違うこともよくある。

こうした中、消費者庁で食品添加物のパッケージ表示を「スマホで調べたらわかる」という類の簡略化をする方向で検討が始まろうとしている。食品添加物の安全性についても、まだ「わからない」ことが多い。それを心配する消費者が多いのだから、最低限、表示して選べるように「選択の権利」を保証すべきである。なのに、日本の消費者のために GM 表示を厳格化すると言いながら、米国のグローバル種子企業の要請そのままに、実質 GM 非表示に近づけようとしている消費者庁は、さらに、この食品添加物表示にも、「米国の新たな GM 表示法が、実はスマホで調べればわかるという実質 GM 非表示法だった」というのと同じ手法を使おうとしている。

消費者庁が実現したとき消費者は歓喜した。しかし、様々な検討が、消費者不在で、糸を辿ると同じ根っこに辿り着く、一方の側だけで議論した形を自作自演しているとの懸念も出ている。何のために消費者庁を作ったのか。消費者を守るのではなく、消費者を欺き、一部の「今だけ、金だけ、自分だけ」が健康リスクに蓋をして儲けるために消費者庁が機能することになってしまったなら、こんな悲しいことはない。

付録 建前→本音の政治・行政用語の変換表

●大義名分=後からとってつける建前の理由。例えば、2017年の唐突な衆議院解散は国会追及逃れの保身と言われたが、もっと裏があった。「イメージの悪化した〇〇総理では選挙は困難とみて、すべての責任を総理に取ってもらったのちに総理交代によってイメージを一新して選挙に臨む」との流れが与党内で加速してきたため、先手を打って、延命を図った」のである。まさに「〇〇の〇〇による〇〇のための解散」。有権者がこのための800億円の費用をどう受け止めたか。